

議案第16号 令和8年度における職員の給与の特例に関する条例
の制定について

議案第16号について、ご説明いたします。当議案は、特別職及び一般職の給与の特例、いわゆる独自カットにかかるものでございます。

2ページをお願いします。

今回、令和8年度における職員の給与の特例に関する条例の制定を行います。それに伴い、関連する条例は、記載のとおりです。

3ページをお願いします。

2の制定の趣旨は、市役所新庁舎の整備が本格化することに伴い、市長を始めとする本市の経営に携わる幹部が一丸となって市民サービスにかかる財源を捻出する努力を重ね、庁舎整備事業完遂への覚悟を示すものです。

3の内容について、特別職は、市長、副市長、教育長、公営企業管理者の給料月額を5%の減額とし、一般職においては、行政職給料表適用者の部長級及び次長級の給料月額を5%減額するものです。

4ページをお願いします。

4の内容詳細については、表のとおりになります。上段は特別職を示しており、今回、改定提案している給料月額からの影響額としては、市

長は65万円ほど、副市長は55万円ほど、教育長と公営企業管理者はそれぞれ49万円ほどの減額になります。下段の部長級及び次長級は、一例として、部長級9級5号給の職員は35万円ほど、次長級8級5号給の職員は32万円ほどの減額になります。

5ページをお願いします。

5の会計ごとの影響額は表のとおりであり、大津市全体としての影響額は、1,800万円あまりになります。

施行は、令和8年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。